

教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

お知らせ	三重県教育改革推進会議条例	教育改革室	1頁
	公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	福利・給与室	2頁
	三重県母子福祉センター条例等の一部を改正する条例（抜粋）	生涯学習室	3頁
		スポーツ振興室	3頁
	三重県菅鈴鹿スポーツガーデン条例の一部を改正する条例	スポーツ振興室	4頁

お 知 ら せ

平成19年7月4日付け三重県公報号外に、三重県教育改革推進会議条例（三重県条例第42号）、公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（三重県条例第58号）、三重県母子福祉センター条例等の一部を改正する条例（三重県条例第52号）、三重県菅鈴鹿スポーツガーデン条例の一部を改正する条例（三重県条例第59号）が次のように公布されました。

三重県教育改革推進会議条例をここに公布します。
平成十九年七月四日

三重県知事 野 田 昭 彦

三重県条例第四十二号 三重県教育改革推進会議条例

（設置）

第一条 三重の教育の改革に関する重要な事項を調査審議するため、三重県教育委員会の附属機関として、三重県教育改革推進会議（以下「推進会議」といふ。）を設置する。

（所掌事項）

第二条 推進会議は、三重県教育委員会の求めに応じ、三重の教育の改革に関する重要な事項その他三重県教育委員会が必要と認める事項について調査審議し、その結果を三重県教育委員会に報告する。

（組織）

第三条 推進会議は、委員二十人以内で組織する。

2 前項の場合において、男女いずれかの委員の割合は十分の四を下回らないものとする。ただし、三重県教育委員会がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。

（委員）

第四条 委員は、次に掲げる者のうちから三重県教育委員会が任命する。

- 1 学識経験を有する者
- 2 教育関係者
- 3 前二号に掲げる者のほか、三重県教育委員会が必要と認める者

2 委員の任期は、二年とする。ただし、補次の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第五条 推進会議に、会長及び副会長各一人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

(会議)

第六条 推進会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 推進会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第七条 推進会議はその定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属させる委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、その部会に属する委員の互選によつて定める。

(庶務)

第八条 推進会議の庶務は、三重県教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第九条 この条例に定めるもののほか、推進会議の運営その他推進会議に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮つて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成十九年七月四日

三重県知事 野 田 昭 彦

三重県条例第五十八号

公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

第一条 公立学校職員の退職手当に関する条例（昭和三十年三重県条例第十一号）の一部を次のように改正する。
目次中「第三条」を「第二条の三」に改める。

第十条第一項中「六月以上」を「十二月以上（特定退職者（雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第二十三條第二項に規定する特定受給資格者に相当するものとして規則で定めるものをいう。以下この条において同じ。）にあつては、六月以上）」に、「雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）」を「同法」に、「同法第二十三條第二項に規定する特定受給資格者に相当するものとして規則で定める者を同項」を「特定退職者を同法第二十三條第二項」に改め、同条第三項中「六月以上」を「十二月以上（特定退職者にあつては、六月以上）」に改め、同条第四項中「雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）」を「同法」に、「同法第二十三條第二項に規定する特定受給資格者に相当するものとして規則で定める者を同項」を「特定退職者を同法第二十三條第二項」に改める。

第一条 公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第十条第十三項中「又は船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十九年十月一日から施行する。ただし、第二条及び附則第三項の規定は、平成二十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 第一条の規定による改正後の公立学校職員の退職手当に関する条例第十条第一項、第三項及び第四項の規定は、この条例の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。
- 3 第二条の規定による改正後の公立学校職員の退職手当に関する条例第十条の規定による退職手当は、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）附則第四十二條の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第四条の規定による改正前の船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の規定による失業等給付の支給を受ける者に対して支給してはならない。

(教育委員会関係分披終)

三重県母子福祉センター条例等の一部を改正する条例をここに公布します。

平成十九年七月四日

三重県知事 野 呂 昭 彦

三重県条例第五十二号

三重県母子福祉センター条例等の一部を改正する条例

(略)

(三重県営総合競技場条例の一部改正)

第二条 三重県営総合競技場条例(昭和四十三年三重県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

第六条の次に次の一条を加える。

(選定委員会)

第六条の二 教育委員会は、前条第一項の審査を適正に行うため、教育委員会の附属機関として、指定管理者の選定に関する委員会(以下この条において「選定委員会」という。)を置く。

2 選定委員会は、教育委員会の諮問に応じ、次の事項について調査審議する。

一 審査基準及び配点表の作成に関する事項

二 指定管理者の指定を受けようとするものから提出される事業計画書等の審査に関する事項

三 その他指定管理者の選定を行うに当たつて必要な事項

3 選定委員会は、委員五人以上十人以内で組織し、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の十分の四未満とならないものとする。ただし、教育委員会がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。

4 委員は、総合競技場の管理に関し優れた識見を有する者のうちから、教育委員会が任命する。

5 委員の任期は、任命の日から前条第二項の規定により指定管理者を指定する日までとする。

6 前各項に定めるもののほか、選定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第七条第一項第一号中「前条第二項」を「第六条第二項」に改める。

別表中「第十八条関係」を「第十一条、第十八条関係」に改める。

(略)

(三重県営松阪野球場条例の一部改正)

第四条 三重県営松阪野球場条例(昭和五十年三重県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

第五条の次に次の一条を加える。

(選定委員会)

第五条の二 教育委員会は、前条第一項の審査を適正に行うため、教育委員会の附属機関として、指定管理者の選定に関する委員会(以下この条において「選定委員会」という。)を置く。

2 選定委員会は、教育委員会の諮問に応じ、次の事項について調査審議する。

一 審査基準及び配点表の作成に関する事項

二 指定管理者の指定を受けようとするものから提出される事業計画書等の審査に関する事項

三 その他指定管理者の選定を行うに当たつて必要な事項

3 選定委員会は、委員五人以上十人以内で組織し、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の十分の四未満とならないものとする。ただし、教育委員会がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。

4 委員は、野球場の管理に関し優れた識見を有する者のうちから、教育委員会が任命する。

5 委員の任期は、任命の日から前条第二項の規定により指定管理者を指定する日までとする。

6 前各項に定めるもののほか、選定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第六条第一項第一号中「前条第二項」を「第五条第二項」に改める。

別表中「第十七条関係」を「第十条、第十七条関係」に改める。

(三重県営ライフル射撃場条例の一部改正)

第五条 三重県営ライフル射撃場条例(昭和五十一年三重県条例第六号)の一部を次のように改正する。

第五条の次に次の一条を加える。

(選定委員会)

第五条の二 教育委員会は、前条第一項の審査を適正に行うため、教育委員会の附属機関として、指定管理者の選定に関する委員会(以下この条において「選定委員会」という。)を置く。

- 2 選定委員会は、教育委員会の諮問に応じ、次の事項について調査審議する。
 - 一 審査基準及び配点表の作成に関する事項
 - 二 指定管理者の指定を受けようとするものから提出される事業計画書等の審査に関する事項
 - 三 その他指定管理者の選定を行うに当たつて必要な事項
- 3 選定委員会は、委員五人以上十人以内で組織し、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の十分の四未満とならないものとする。ただし、教育委員会がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。
- 4 委員は、射撃場の管理に関し優れた識見を有する者のうちから、教育委員会が任命する。
- 5 委員の任期は、任命の日から前条第二項の規定により指定管理者を指定する日までとする。
- 6 前各項に定めるもののほか、選定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第六条第一項第一号中「前条第二項」を「第五条第二項」に改める。

別表中「第十七条関係」を「第十条、第十七条関係」に改める。

(略)

(三重県立鈴鹿青少年センター条例の一部改正)

第七条 三重県立鈴鹿青少年センター条例(昭和六十年三重県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第六条の次に次の一条を加える。

(選定委員会)

第六条の二 教育委員会は、前条第一項の審査を適正に行つため、教育委員会の附属機関として、指定管理者の選定に関する委員会(以下この条において「選定委員会」という。)を置く。

- 2 選定委員会は、教育委員会の諮問に応じ、次の事項について調査審議する。
 - 一 審査基準及び配点表の作成に関する事項
 - 二 指定管理者の指定を受けようとするものから提出される事業計画書等の審査に関する事項
 - 三 その他指定管理者の選定を行うに当たつて必要な事項
- 3 選定委員会は、委員五人以上十人以内で組織し、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の十分の四未満とならないものとする。ただし、教育委員会がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。
- 4 委員は、青少年センターの管理に関し優れた識見を有する者のうちから、教育委員会が任命する。
- 5 委員の任期は、任命の日から前条第二項の規定により指定管理者を指定する日までとする。
- 6 前各項に定めるもののほか、選定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第七条第一項第一号中「前条第二項」を「第六条第二項」に改める。

別表中「第十七条関係」を「第十一条、第十七条関係」に改める。

(略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

三重県営鈴鹿スポーツガーデン条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成十九年七月四日

三重県知事 野 呂 昭 彦

三重県条例第五十九号

三重県営鈴鹿スポーツガーデン条例の一部を改正する条例

三重県営鈴鹿スポーツガーデン条例(平成四年三重県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「多目的広場」の下に「クライミングウォール」を加える。

第六条の次に次の一条を加える。

(選定委員会)

第六条の二 教育委員会は、前条第一項の審査を適正に行つため、教育委員会の附属機関として、指定管理者の選定に関する委員会(以下この条において「選定委員会」という。)を置く。

- 2 選定委員会は、教育委員会の諮問に応じ、次の事項について調査審議する。
 - 一 審査基準及び配点表の作成に関する事項
 - 二 指定管理者の指定を受けようとするものから提出される事業計画書等の審査に関する事項

三 その他指定管理者の選定を行うに当たって必要な事項

- 3 選定委員会は、委員五人以上十人以内で組織し、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の十分の四未満としないものとする。ただし、教育委員会がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。
- 4 委員は、スポーツガーデンの管理に関し優れた識見を有する者のうちから、教育委員会が任命する。
- 5 委員の任期は、任命の日から前条第二項の規定により指定管理者を指定する日までとする。
- 6 前各項に定めるもののほか、選定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第七条第一項第一号中「前条第二項」を「第六条第二項」に改める。

別表中「第十八条関係」を「第十一条、第十八条関係」に改め、同表に次の一表を加える。

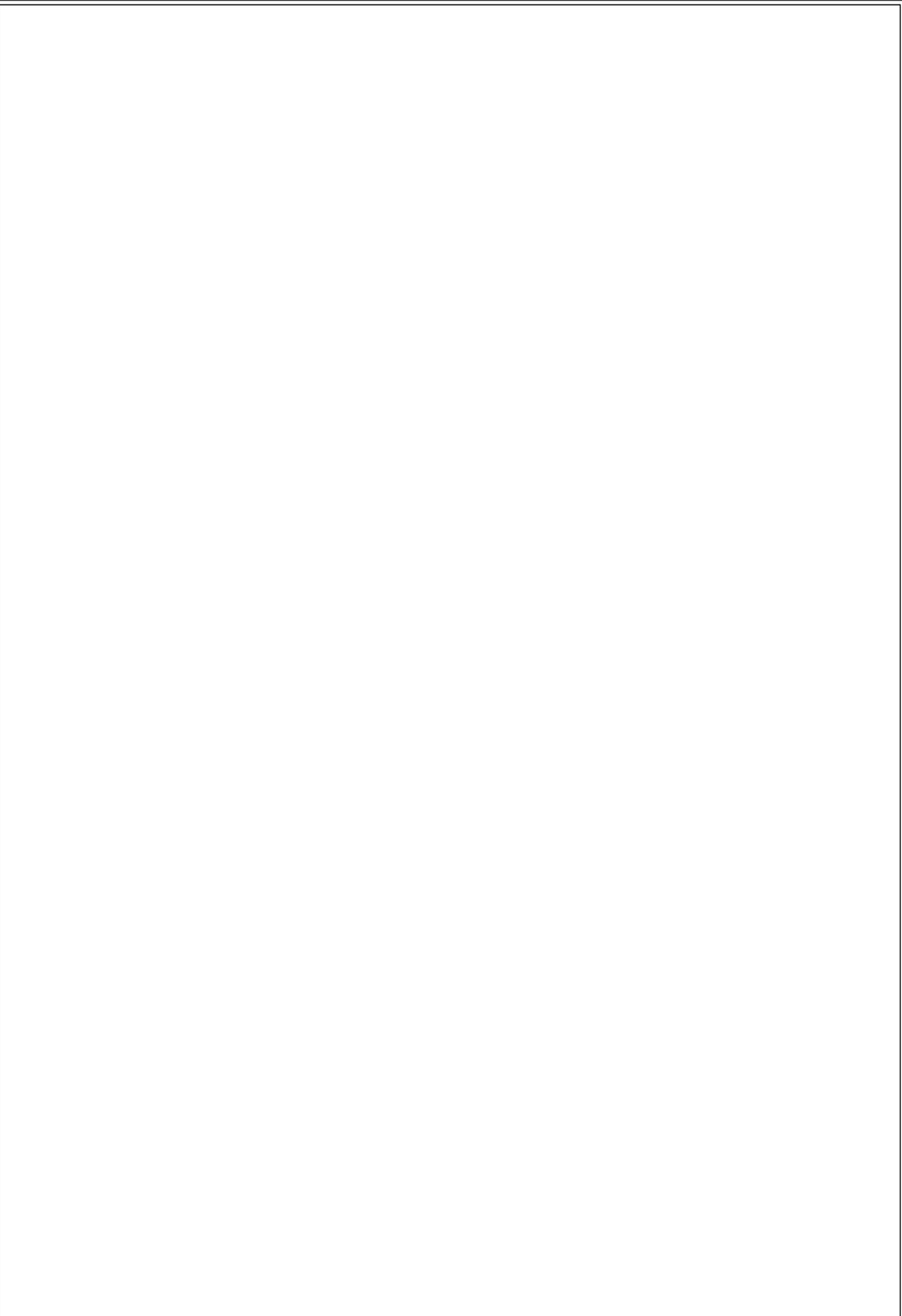
六 スポーツガーデンのクライミングウォール

施設

区 分	単 位	金額 (円)
クライミングウォール	一時間につき	一、五〇〇

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



 発行
津市広明町13番地
三重県教育委員会

印刷
有限会社第一プリント社